

鳥取県クリーニング師試験委員条例

昭和34年10月14日

鳥取県条例第32号

鳥取県クリーニング師試験委員条例をここに公布する。

鳥取県クリーニング師試験委員条例

(設置)

第1条 クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条に規定するクリーニング師試験を実施するため、クリーニング師試験委員(以下「委員」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員は、7人以内とする。

2 委員は、技術経験者、学識経験者及び県の職員のうちから、試験の都度、知事が委嘱又は任命する。
(昭59条例28・平14条例28・平18条例70・一部改正)

(委任)

第3条 [この条例](#)の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

[この条例](#)は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年条例第28号)抄

1 この条例は、昭和59年11月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第70号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。